

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）
愛媛県における車両の復旧に係る取扱いについて

1 車両の入替を補助対象とする場合の「永久抹消登録」の取扱い

- (1) 原則として、「永久抹消登録」を確認できる以下のいずれかの書類を提出してください。
- ①備考欄に「永久抹消済」の記載がある登録事項等証明書(コピー可)
 - ②使用済自動車引取証明書(引き渡し先から取得・コピー可)
 - ③「自動車リサイクルシステム」の「使用済自動車処理状況検索」を使用し、該当車両の登録・処理状況画面を印刷
- (2) 上記書類を取得できない場合は、引き渡し先から以下の書類を取得のうえ、ご相談ください。
- ①被災後早期に入替済みで、引き渡し先が販売店・修理工場、その他引取業者の場合
 - ・「永久抹消登録」が確認できる登録事項等証明書が取得できない理由書
 - ・申請者から引き渡し先に「廃車」「永久抹消登録」を前提に引き渡しがあったことを示す書類、または、引き渡し先から処分業者への解体依頼を証明できる書類
 - ・修繕(修理)不能証明書
- ※「下取り適用後の入替」による復旧が補助対象となる場合は、永久抹消の手続きは不要とします。この場合、「下取り適用後の入替価格」より「修繕(修理)費」が高額となることを確認できる見積書が必要となります。
- ②保険会社による「全損」の査定結果を受け、保険契約に基づき保険会社への引き渡しが行われた場合は、お電話で必要書類を確認のうえ、ご相談ください。

2 入替要件を満たす車両について車検を通過させている場合の取扱い

- (1) 被災後、車検を通過した車両は、使用に問題がないと判断されるため、車検を通すために行った修繕(修理)費を補助対象とします。
- (2) 但し、水没等により、入替要件を満たす被災車両をやむを得ず応急修繕(修理)により車検を通過させている場合は、お電話でお問合せのうえご相談ください。

3 修繕(修理)が補助対象となる場合の応急修繕(修理)・複数個所の修繕(修理)の取扱い

(1) 応急修繕(修理)を行った後、本修繕(修理)を行う場合は、応急修繕(修理)か本修繕(修理)のいずれかを補助対象とします。(同一箇所を修繕(修理)する場合)

※応急修繕(修理)に要する費用を補助対象として交付申請を行った場合は、その後の追加修繕(修理)は補助対象外となります。

(2) 複数個所を複数回に分けて修繕(修理)する場合は、それぞれの修繕(修理)を補助対象にできる場合がありますので、以下の書類を準備したうえでご相談ください。

- ・修繕(修理)箇所の一覧
- ・各箇所の修繕(修理)スケジュール
- ・複数回に分けて修繕(修理)することとなった理由

※交付決定後の追加修繕(修理)は補助対象外となります。

4 補助金交付申請時に、既に被災車両の機能・性能を上回る車両への入替を終了している場合

(1) 機能・性能の差が車両本体(排気量、出力、定員、積載重量等)によるものでなく、実装された装置等によるものでありかつ価格を特定できる場合には、その価格を補助対象外とします。

(2) その他の場合は、ご相談ください。

5 実績報告書に添付する入替後の車両の運行記録、業務日報の写しについて

入替後、運用開始または交付決定から実績報告提出時に至るまで、継続的に適切な記録が行われていることを確認しますので、以下の期間の記録を提出してください。

①入替(運用開始)後または交付決定後、1週間～1か月程度の記録

②実績報告書提出日前1週間～1か月程度の記録